

9 教育課程の編成・実施

1 教育課程の意義

児童生徒が健やかに成長し、社会の一員となるためには、言語、コミュニケーションをはじめとして、その社会で生きていく上で必要な文化的素養を身に付けることが大切です。このような社会の構成員となるために必要な能力や素養は、社会や文明の発展にともない、ますます高度化していくことから、長期的で組織的・系統的な教育に基づいて行わなければなりません。

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画です。

教育課程は、学校の様々な教育活動を計画し、実施していく上での基本ともなるものであることから、学習指導要領等で示されていることを基本としながら、学校や地域の実態、課程や学科の特色、児童生徒の発達の特性を十分に考慮して編成する必要があります。

2 教育課程の編成

(1) 教育課程編成の主体

学校の教育課程編成について、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）の第 1 章総則に「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と規定されています。

学校は、それぞれの置かれている地域の条件や施設・整備・教員の組織等を異にしています。また、児童生徒は、生活年齢としての共通性を持ちながら、それぞれの特性をもっています。これらの実態を的確に把握して、教育課程に十分反映させることにより、学校の教育が一人一人の児童生徒に対応し得るものとなります。ゆえに、学校の責任者である校長の方針に基づき、全教職員の協力によって教育課程の編成が行われる必要があります。

(2) 教育課程編成の原則

ア 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有する、いわゆる「社会に開かれた教育課程」の実現が望まれています。

イ 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る必要があります。

また、本県が推進する「いわての復興教育」など、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校及び各地域の特色を生かした教育課程の編成を図ることが必要です。

3 学習指導要領

学習指導要領は、小・中・高等学校教育について、一定の教育水準を確保するために、法令に基づいて、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、これが基本となります。その内容は、小・中学校においては、「総則」「各教科」「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）「外国語活動」（小学校のみ）「総合的な学習の時間」「特別活動」によって構成されています。また、高等学校においては、「総則」「各教科」「特別活動」「総合的な探究の時間」により構成されています。なお、特別支援学校の学習指導要領は、小・中・高の学習指導要領に準じます。

特に、小・中学校の学習指導要領の「総則」においては、「各教科」「道徳科」「体育」「健康」「特

別活動」「総合的な学習の時間」等の取扱い、授業時数やその他の配慮事項など、学校が教育課程の編成や実施に当たり、必要な基本的事項について述べられています。さらに、「各教科」「道徳科」「外国語活動」においては、各教科の目標と学年の目標及び内容、指導計画の作成と各学年にわたる内容、「特別活動」においては、その目標と内容、指導計画の作成と内容の取扱いについて述べられています。

学習指導要領は、社会に開かれた教育課程の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めたものであり、教育課程の編成、指導計画の作成、指導事項や指導目標の設定等日々の教育活動を進める際に基本となるものです。その内容を詳しく解説した下記に示した資料が文部科学省から出されており、それらを活用し理解を深めることが大切です。

なお、幼稚園における教育課程の基準は、幼稚園教育要領に示されています。

小・中学校 学習指導要領解説〔総則編・各教科編・特別の教科 道徳編・外国語活動編
(小学校のみ)・特別活動編・総合的な学習の時間編〕

高等学校 学習指導要領解説〔総則編・各教科編・特別活動編・総合的な探究の時間編〕

特別支援学校 学習指導要領解説〔総則等編・各教科・道徳及び特別活動編・自立活動編〕

4 教育課程の編成手順

各学校において、教育課程の編成を行う際の手順は、必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して考えるべきものですが、参考までにその一例を示します。

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針の明確化

教育課程の編成に対する学校の考え方や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教師が共通理解を図ります。

ア 教育課程の意義、教育課程の編成の原則等、教育課程の編成に対する基本的な考え方を明確にする。

イ 教育課程の編成のための作業内容や作業手順等の大綱を決め、作業計画の全体について全教師の共通理解を図る。

(2) 教育課程の編成のための具体的な組織と日程の決定

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要があります。

そのため、教育課程の編成のための組織を確立し、それを学校の組織全体の中に明確に位置付けるとともに、編成の作業日程を決めます。

ア 編成のための組織を決める。

(ア) 編成に当たる組織について、その職務分担、役割などを具体的に決め、それを学校の組織全体の中に位置付ける。

(イ) 組織内の役割や分担を決める。

イ 編成のための作業日程を決める。

事前研究及び分担作業や全体調整を含めて、各作業の具体的な日程を決める。

(3) 教育課程編成のために必要な事前の研究や調査

事前の研究や調査によって、教育課程についての国の基準や県教委発行の学校教育指導指針、あるいは市町村教育委員会の方針などを理解するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握します。

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則等を理解する。

イ 地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を把握する。

ウ 現在実施している教育課程を再検討し、その改善点を明確化する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる具体的事項の明確化

学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、各学校の教育課程の編成の基本となる事項を明確にします。

- ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、各学校の当面する教育課題を明確にする。
 - イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる具体的事項を明確にする。
 - ウ 教育課程の編成に当たって、特に留意すべき点を明確にする。
- (5) 指導内容の選択
- ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、学びに向かう力、人間性等を養うことを重視しながら、指導内容を明らかにする。
 - イ 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育及び体育・健康に関する指導について、適切な指導が行われるように配慮する。
 - ウ 各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討する。
- (6) 指導内容の組織化
- ア 発展的、系統的な指導ができるように、指導内容を組織する。
 - イ 指導内容のまとめ方、指導の順序及び重点の示し方に工夫を加える。
 - ウ 各教科、道德、特別活動及び小学校外国語活動について、指導内容相互の関連と調和を図る。
- (7) 授業時間の配当
- ア 指導内容との関連において、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間、及び小学校外国語活動の年間授業時数を定める。
 - イ 週当たりの授業時数を定める。
 - ウ 授業時数の配当に関連して、週や1日の時程について配慮する。
- (8) 教育課程の評価・改善
- 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

5 指導計画作成上の留意点

指導計画作成するに当たっては、小・中・高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領の「指導計画作成等に当たって配慮すべき事項」に留意することが大切です。(各学習指導要領「総則」参照)

6 教科書、その他の教材

教科書は、教科・科目の主たる教材として使用が義務付けられており、具体的な指導計画に基づき、教科の目標を達成するため、また、児童生徒の能力・適性等に応じた指導を進めるためにも有効に活用することが必要です。そのためには、使用する教科書(デジタル教科書を含む)と指導方法との関連などについても研究を深めることが大切です。

また、指導の効果を高めるためには、教科書以外の教材、すなわち補助教材も必要に応じて計画的に活用することが大切です。補助教材としては、副読本、参考書、問題集のほか、視聴覚教材等があります。

7 消費者教育の進め方

消費者被害が多様化・深刻化している状況を踏まえ、社会をたくましく生きていくため、自ら考え自ら行動する「自立した消費者」の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図ります。

(1) 消費者教育の推進の基本的な方向

私たち消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。「消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定、令和5年3月28日変更）」では、消費者教育の推進の基本的な方向として、以下の4点を示しています。

- 「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進
- 消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応
- デジタル化への対応
- 消費者市民社会の一員としての行動を促進

(2) 消費者教育の充実のために

消費者教育において目指す児童生徒の姿は「自立した消費者」です。被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者の育成にとどまらず、消費に関する行動を通じて、社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を目指します。そのために学校教育では、学習指導要領に基づき、多様な契約、消費者の権利・責任、消費者保護などについて学習する社会科や家庭科はもちろん、他教科等においても「消費者の視点」を取り入れ、教科横断的な学習を展開することが大切です。

また、消費生活センターなどの学校外の機関や地域との連携によって、実生活と関連付けた学びを位置付けることも、消費者教育の充実につながります。

※これならできる！消費者教育（自立した消費者を育成するための主体的な学び ヒント&事例集）
https://www.mext.go.jp/content/20210811-mxt_kyousei01-20210811140444.pdf



※学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）

https://www.mext.go.jp/content/20201027-mxt_kyousei02-20201027110736_2.pdf



8 環境教育の進め方

学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながらESDやSDGsとの関連を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けた学習を進めることが必要です。また、この際、異なる学年や小学校、中学校、高等学校等の間の連携、地域の住民や民間団体、事業者等との連携に配慮しながら進めることが大切です。

2008年（平成18年）に改正された「教育基本法」においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されました。また、幼小中高の学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。また、環境に関する教科横断的・総合的な学習は、多くの学校で総合的な学習の時間において実践されています。

(1) 環境教育で育むべき能力

未来を創る力	○社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力 ○課題を発見・解決する力 ○客観的・論理的思考と判断力・選択力 ○情報を活用する力 ○計画を立てる力 ○意思疎通する力（コミュニケーション能力） ○他者に共感する力 ○多様な観点から考察し、多様性を受容する力 ○想像し、推論する力 ○他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力 ○地域を創り、育てる力 ○新しい価値を生み出す力 等
環境保全のための力	○地球規模及び身近な環境の変化に気付く力 ○資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力 ○環境保全のために行動する力 等

(2) 環境教育に求められる要素

- ・人間と環境の関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉えること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷を捉えること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

(3) 環境教育において特に重視すべき手法

手法としてこれまでも重要とされてきた「体験活動」について、体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。また、その学びのプロセスについても、感性を働かせるというインプットだけではなく、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するというアウトプットまでを含めた一連の過程として整理する必要があります。

こうした学びの実践においては、以下の点に留意することで、これまでになかった気付きや感動を得られるほか、自尊感情や創造性を高めることができます。

【体験活動を通じた学びの実践に求められる要素】

- ・「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- ・学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- ・感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- ・体験した場で自分の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- ・活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- ・人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
- ・自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- ・褒められる機会が組み込まれていること。 等

9 教育活動全体を通して推進する道徳教育の進め方

(1) 道徳教育の目標 ※ () は中学校

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己（人間として）の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

小・中学校学習指導要領「第1章 総則」第1の2の(2)の3段目

学校における道徳教育は、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となることが求められます。道徳教育を通して、児童生徒が生活の中で出会う様々な場面において、主体的な判断に基づき適切な実践を行うことができるようになることが重要です。

道徳教育は、各教科やそれに属する科目、外国語活動（小）、総合的な学習の時間（探究）及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われる必要があります。その中で、「特別の教科 道徳」（道徳科）は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させ統合したりする役割をもっています。道徳科が計画的、発展的に行われることによって、各教育活動における道徳教育も充実し、児童生徒の道徳性が一層豊かに育まれていきます。

就学前教育施設、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において、それぞれの発達段階に合わせた系統的な指導がなされ、また、家庭や地域とも連携しながら道徳教育が推進されることにより、人格の形成に向け児童生徒の道徳性は育まれます。道徳教育は人間教育そのものであると言えるでしょう。

(2) 教育活動全体を通じて行う道徳教育の配慮事項

ア 道徳教育の指導体制と全体計画

(ア) 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する。

(イ) 全体計画の作成に当たっては、児童生徒、学校や地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳教育に関わる各教科等の指導や体験活動、家庭や地域との連携等の内容や時期が分かるものを別業として加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとする。

イ 指導内容の重点化

児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校の指導の重点に基づいて各学年段階の指導内容についての重点化を図る。

ウ 豊かな体験活動の充実といじめの防止

(ア) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験活動を充実させる。

(イ) 道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにし、特に、いじめの防止や安全の確保等につながるよう留意する。

エ 家庭や地域社会との連携

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

(3) 「特別の教科 道徳」(道徳科)の進め方

ア 道徳科の目標 ※ () は中学校

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道徳教育全体計画の実現を図るためにも、要となる道徳科の目標を踏まえた年間35時間(小学校1年生は34時間)の確実な実施が大切です。道徳科の目標に示された学習活動を通して、児童生徒の道徳性を構成する諸様相を育てます。

【道徳的諸価値の理解】

- ・価値理解：道徳的価値がよりよく生きていくために大切なことであると理解すること
- ・人間理解：道徳的価値は大切ではあってもなかなか実現することができない人間の弱さなどを理解すること
- ・他者理解：道徳的価値を実現したり実現できなかったりする場合の感じ方は多様であることを理解すること

【道徳性の諸様相】

〔道徳的判断力〕

- それぞれの場面において善悪を判断する能力
- 様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する力

〔道徳的心情〕

- 道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情
- 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情

〔道徳的実践意欲〕

- 道徳的判断力や道徳的心情を基盤と道徳的価値を実現しようとする意志の働き

〔道徳的態度〕

- 道徳的判断力や道徳的心情に裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え

イ 授業を構想するにあたって

授業を構想するポイントは、教師が「明確な指導観をもつこと」です。具体的には、「教師の価値観(ねらいとする道徳的価値に関わる教師の見方、考え方)」「児童観(ねらいとする道徳的価値を視点とした児童生徒の実態)」「教材観(ねらいとする道徳的価値が教材の中にどのようにふくまれているか)」を明確にすることです。学習指導案の作成にあたっては、以下のような手順が考えられます。

ア ねらいを検討する

- ↓ 指導の内容や教師の指導の意図を明らかにする。

イ 指導の重点を明確にする

- ↓ ねらいに関する児童生徒の実態と、それを踏まえた教師の願いを明らかにし、各教科等での指導との関連等を検討して、指導の要点を明らかにする。

ウ 教材を分析する

- ↓ 教材について、授業者が児童生徒に考えさせたい道徳的価値がどのように含まれているか吟味し、中心発問等を設定する。

エ 学習指導過程を構想する

- ・ねらい、児童生徒の実態、教材の内容などをもとに、授業の展開について考える。
- ・児童生徒がどのような問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を理解し、自己を見つめ、多様な感じ方や考え方によって学び合うことができるのかを具体的に予想しながら、授業全体の展開を構想する。

ウ 道徳科の授業に生かす指導方法の工夫

- (ア) 教材を提示する工夫（紙芝居、影絵、ペープサートなど劇による提示、音声、映像提示等）
- (イ) 発問の工夫（中心発問の検討、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考えることができるようにする発問等）
- (ウ) 話し合いの工夫（話し合いの目的に応じて、考えを出し合う、まとめる、比較するなど、児童生徒相互の考えを深める話し合いやその形態の工夫）
- (エ) 書く活動の工夫（言語化による思考の整理や進化、成長の記録や評価への活用）
- (オ) 動作化、役割演技など表現活動の工夫（役割演技、動作化など）
- (カ) 板書の工夫（学びの足跡となる構造的な板書）
- (キ) 説話の工夫（教師の体験や願い、様々な事象に対する所感等）

(4) 道徳科における評価について

道徳教育では、児童生徒の成長を見守り、一人ひとりの良さを認め、励ますことによって、児童生徒が自らの成長を実感するような評価を行っていくことが求められます。

特に、児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科においては、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握することを基本とし、数値による評価は行いません。

ア 道徳科の評価においては、道徳性の諸様相を分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取るものではないこと。

イ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。

ウ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。

エ 年間や学期といった一定のまとまりの中で、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握すること。

【道徳科における評価の視点】

- ・ 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
 - ・ 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で考えを深めているか
- 道徳科では、この2つの視点に基づいて学習状況を見取ります。

※いわて道徳教育ガイドブック

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/251/doutokukyouiku.pdf



※いわて道徳教育ガイドブック増補版

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/071/849/zouhoban_2.pdf



10 人権教育の進め方

(1) 人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進

学校においては、学習指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進することが重要です。校長のリーダーシップのもと、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級活動等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現するための環境整備に取り組むことが大切です。

(2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」です。人権や人権擁護に関する内容と意義についての「知的理解」と、人権が持つ価値や重要性を直感的、共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち「人権感覚」の育成を基盤として、「自分の大切さとともに他の人の大切

さを認めること」ができる意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

人権教育は、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら、各教科等のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通じて推進されるものです。人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、児童生徒が自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるようになることを目指して行われます。人権教育を通じて培われるべき資質・能力は、次の3つの側面から捉えることができます。

○ 知識的側面

人権に関する知的理解に深く関わるもので、自他の人権を尊重したり人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等を含む、自由、責任などの諸概念、歴史や現状等、人権に関する基本的な知識。

○ 価値的・態度的側面

人権感覚に深く関わるもので、人間の尊厳の尊重、多様性に対する肯定的評価など、人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を実践行動に結びつける価値や態度。

○ 技能的側面

人権感覚に深く関わるもので、人権に関わる事柄を直感的、共感的に受け止めるための、コミュニケーション技能、偏見や差別を見きわめる技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能などの諸技能。

(4) 人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的な資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動です。その指導全体を通じて、児童生徒の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが必要です。

学級・ホームルーム活動における集団指導や各場面における個別指導等の中で、「積極的な生徒指導」を展開し、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが重要です。

なお、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、事案によっては複数の児童生徒の人権相互間の調整を要する場合があります。学校においては、こうした可能性を常に念頭に置き、問題の解決に努めることが重要です。とりわけ、いじめや校内暴力等の問題については、学校として被害者を守り抜く姿勢を貫き、問題発生の要因・背景等を多面的に分析し、加害児童生徒の抱える問題等へ理解を深めつつも、行った行為に対しては、毅然とした指導を行うことが必要です。

(5) 人権尊重の視点に立った学級経営

児童生徒の学校生活の基盤となる学級は、所属する児童生徒一人一人にとって、人権が尊重され、安心して過ごすことのできる場でなければなりません。

そのためには、教職員が、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞き、明るく丁寧な言葉で声がけを行うなど、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接することが重要です。

また、特に児童生徒が、自他のよさを認め合うことができるような人間関係を相互に形成していくことが重要であり、的確な児童生徒理解の下、学級経営に努めなければなりません。

(6) 人権尊重の視点からの学力向上

学校教育においては、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、

人間性等」の育成が求められています。

そのためには、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要です。学校全体として、「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図り、学ぶことの楽しさを実感させ、「わかる授業」の推進を図ることが重要です。

(7) 体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫

豊かな人間性・社会性を育むため、多様な体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要があります。

例えば、様々な人々との交流活動や模擬体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーション能力、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが重要です。

また、体験的な活動などの取組を計画的に位置付け、系統的に指導することにより、その成果を日常の中に生かしていくことが重要です。

11 小学校プログラミング教育の進め方

(1) プログラミング教育のねらい

小学校におけるプログラミング教育のねらいは、「小学校学習指導要領解説総則編」においても述べていますが、①「プログラミング的思考」を育むこと、②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、③各教科等での学びをより確実なものとするための三つとすることができます。プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられますが、それ自体をねらいとしているのではないということを、まずは押さえておいてください。

これら①、②、③の三つのねらいの実現の前提として、児童がプログラミングに取り組んだり、コンピュータを活用したりすることの楽しさや面白さ、物事を成し遂げたという達成感を味わうことが重要です。「楽しい」だけで終わっては十分とは言えませんが、まず楽しさや面白さ、達成感を味わわせることによって、プログラムのよさ等への「気付き」を促し、コンピュータ等を「もっと活用したい」、「上手に活用したい」といった意欲を喚起することができます。さらに、学習活動に意欲的に取り組むことにより、「プログラミング的思考」を育むとともに、各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、プログラミングを学習活動に取り入れることで、各教科等の学びも充実していくことが期待されます。このためには、学習指導要領に示すとおり、児童がプログラミングを「体験」し、自らが意図する動きを実現するために試行錯誤することが極めて重要となります。(次ページ図1参照)

(2) 小学校段階のプログラミングに関する学習活動の分類と指導の考え方

プログラミング教育は、学習指導要領に例示した単元等はもちろんのこと、多様な教科・学年・単元等において取り入れることや、教育課程内において、各教科等とは別に取り入れることも可能であり、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う必要があります。各学校において工夫して多様な場面で適切に取り入れていくことが望まれます。

また、プログラミング教育は教育課程外の様々な場面でも実施することが考えられます。下にプログラミングに関する学習活動の分類の一例を示しました。これは、現在までに組み込まれた例を基に分類を試みたものであり、ここでは、教育課程内で実施されるA～D分類、教育課程外で実施されるE、F分類を示しています。

<<教育課程内のプログラミング教育>>

A 学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの

○算数：[第5学年] B図形(1)正多角形

○理科：[第6学年] A物質・エネルギー(4)電気の利用

○総合的な学習の時間：情報に関する探求的な学習

B 学習指導要領に例示されていないが、学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するもの

C 教育課程内で各教科等とは別に実施するもの

D クラブ活動など、特定の児童を対象として、教育課程内で実施するもの

<<教育課程外のプログラミング教育>>

E 学校を会場とするが、教育課程外のもの

F 学校外でのプログラミングの学習機会

図1 小学校プログラミング教育のねらいと位置付けについて

「情報活用能力」を構成する資質・能力（「情報活用能力」は、各教科等の学びを支える基盤）

【知識及び技能】

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

【思考力、判断力、表現力等】

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

【学びに向かう力、人間性等】

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

児童に、「コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということ」を各教科等で体験させながら、

①② 「情報活用能力」に含まれる以下の資質・能力を育成すること

【知識及び技能】

②身近な生活でコンピュータが活用されていることや問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

※プログラミング教育を通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることは考えられるが、それ自体を、ねらいとはしない。

【思考力、判断力、表現力等】

①「**プログラミング的思考**」
自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

【学びに向かう力、人間性等】

②コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度。

小学校プログラミング教育のねらい

各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、

③ 各教科等での学びをより確実なものとする

★ 適切なカリキュラム・マネジメントによるプログラミング教育の実施

各学校は、プログラミング教育を実施する場面を、教育課程全体を見渡しながら適切に位置付け、必要に応じて外部の支援も得つつ、実施することが必要。